第6回静岡市・蒲原町合併協議会 第6回静岡市・由比町合併協議会

合同会議

日 時:平成16年9月3日(金)

午後1時30分から

場 所:由比町中央公民館

2階「大ホール」

第6回静岡市・蒲原町合併協議会 第6回静岡市・由比町合併協議会 合同会議次第

日 時 平成16年9月3日(金) 午後1時30分から 場 所 由比町中央公民館 2階「大ホール」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 新委員紹介
- 4 議事
- (1)協議

法による特例項目について 一般項目について 建設計画について

- (2)その他
- 5 閉 会

各協議項目の協議状況

各協議項目の協議状況について

基本項目

	全个 次日		
	項 目	協議結果	状況
1	合併の方式	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:同日合意】	
		庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとす	
		వ 。	
		なお、同区域は仮称C区(仮称清水区)の区域に編入するものとする。	
2	合併の期日	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:同日合意】	
		平成18年3月31日とする。	
3	合併後の市の名	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:同日合意】	
	称	「静岡市」とする。	
4	合併後の市の事	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:同日合意】	
	務所の位置	静岡市の事務所の位置とする。	
5	財産及び公の施	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:同日合意】	
	設の取扱い	蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐもの	
		とする。	

各協議項目の協議状況について

法による特例項目

頂	目	協議、状況	状況
6	市議会議員の	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:継続協議】	
	定数及び任期	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議:継続協議】	
	の取扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	
7	農業委員会委	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:継続協議】	
	員の定数及び	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議:継続協議】	
	任期の取扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	
		(1市2町の農業委員会で協議)	
8	地方税の取扱	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:継続協議】	
	L1	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	
		「蒲原町及び由比町の区域の事業所税については、合併特例法第	
		10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及び	
		│ これに続く5年度に限り、課税免除を適用する。」ことについては、	
		平成 16 年 5 月 28 日開催の第 2 回協議会で合意	
9	一般職の職員	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:同日合意】	
	の身分	蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐ	
		ものとする。	
		職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡	
		が生じないよう公正に取扱うものとする。	
10	地域審議会及	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案:継続協議】	
	び地域自治組	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会で協議:継続協議】	
	織の取扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	

建設計画

項	目	協議状況	状況
11 建設計	画	【平成 16 年 7 月 20 日開催第 1 回幹事会提案:同日合意】	
		【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	
		平成 16 年 9 月 3 日開催予定の第 6 回協議会で中間素案を取りまとめ、 県知事への事前協議を実施する予定	

各協議項目の協議状況について

一般項目

Ι <u>ϳ</u>	 頁 目	協議、状況	状況
12	一部事務組合	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案:継続協議】	
	等の取扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	
		「県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合については、	
		由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退する。」	
		ことについては、平成 16 年 8 月 10 日開催の第 5 回協議会で合意	
13	使用料、手数料	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案:同日合意】	
	等の取扱い	静岡市の制度に統一する。	
		ただし、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当	
		分の間、現行のとおりとする。	
		なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、	
		現行のとおりとする。	
14	国民健康保険	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案:継続協議】	
	事業の取扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		静岡市の制度に統一する。	
15	組織及び機構	【平成 16 年 6 月 30 日開催第 3 回協議会提案:継続協議】	
		【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会で協議:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議:継続協議】	
16	特別職の職員	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	の身分	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		蒲原町及び由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。	
17	7,0,7,5	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	扱い	【 平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		静岡市の条例・規則等を適用する。	
		ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の	
		新規制定、一部改正等を行う。 	
18	公共的団体等		
	の取扱い	【平成16年8月10日開催第5回協議会で合意】	
		合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの	
		│経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものと │ ┃ ★ 2	
40	attack + 40	する。	
19	補助金、交付金	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	等の取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		静岡市の制度に統一する。	
		ただし、蒲原町及び由比町独自の補助金、交付金等については、合併後 の声域会体における物質を生しない範囲で配慮するまのとする。	
		の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。	

Ιļ		協議、状況	状況
20	行政連絡機構	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	の取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの	
		経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものと	
		する。	
		なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一	
		するものとする。	
21	町・字名の取扱	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	l I	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		蒲原町及び由比町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。	
		ただし、合併に際し、蒲原町及び由比町の町・字名の変更が必要となっ	
		た場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。	
22	各種福祉制度	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	の取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		静岡市の制度に統一する。	
		ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体に	
		おける均衡を失しない範囲で配慮するものとする。	
23	慣行の取扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
		【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		静岡市の制度に統一する。	
		ただし、両町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き	
		継ぐべきものについては継続する。	
24	保健衛生事業		
	の取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		静岡市の制度に統一する。	
		ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体に	
25	 清掃事業の取	おける均衡を失しない範囲で配慮するものとする。 【平成16年7月30日開催第4回協議会提案:継続協議】	
25	カが争業の収 扱い	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回励議会提案・継続協議】 【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で協議・継続協議】	
26		【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
20	の取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
	074X3/XV1	静岡市の制度に統一する。	
27	教育制度の取	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
l -'	扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
	ares v ·	静岡市の制度に統一する。	
		ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体に	
		おける均衡を失しない範囲で配慮するものとする。	
<u> </u>			

IÌ	 	協議、状況	状況
28	消防団の取扱	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	1)	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの	
		経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものと	
		する。	
		なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。	
29	上水道事業の	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一	
		に向けて調整を図るものとする。	
30	下水処理事業	【平成 16 年 7 月 30 日開催第 4 回協議会提案:継続協議】	
	の取扱い	【平成 16 年 8 月 10 日開催第 5 回協議会で合意】	
		合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。	
31	各種事務事業		
	の取扱い		
32	その他		

法による特例項目協議資料

法による特例項目関連資料

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

編入合併の場合の特例

1 定数特例

(1)編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2)この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

2 在任特例

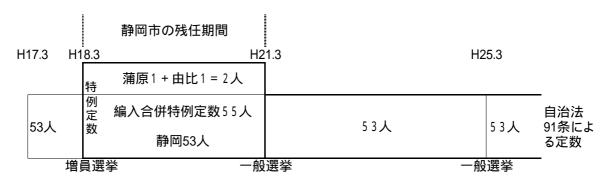
- (1)編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する こととなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、 引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
- (2)合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

1-(1) 定数特例

編入される自治体の議員定数

=編入する自治体の議員定数×編入される自治体の国調人口/編入する自治体の国調人口

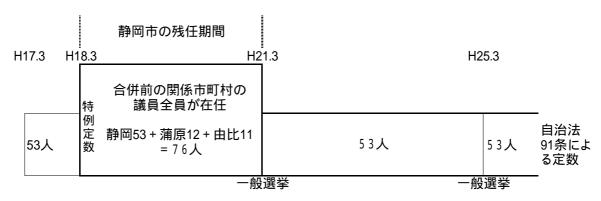
蒲原町: 53人×13,454人/706,513人=1.0092人 1人由比町: 53人×10,013人/706,513人=0.7511人 1人



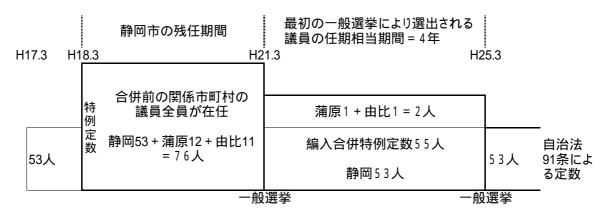
1-(2) 定数特例 + 定数特例

Н	17.3	H1	8.3	静岡市の残任期間 H2	最初の一般選挙により選出され 議員の任期相当期間 = 4年 1.3	ろ H25.3		
			特	蒲原1+由比1=2人	蒲原1+由比1=2人			
	E0 1		例 定 数	編入合併特例定数55人	編入合併特例定数55人	F 2	1	· 自治法 91条によ
	53人		数	静岡53人	静岡53人	5 3	^	る定数
		増	選	学 一般	選挙	一般選挙	岸	

2-(1) 在任特例



2-(2) 在任特例 + 定数特例



法による特例項目関連資料

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併後の市町村に複数の農業委員会を置く場合

農業委員会は、1 市町村1農業委員会が原則だが、その区域を2以上に分けて、その区域 ごとに農業委員会を置くことができる。

1 農業委員会等に関する法律第 34 条 (境界の変更の場合の特例)を適用する場合 編入合併の場合

市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。 (農業委員会等に関する法律第34条第2項)

2 農業委員会等に関する法律第34条(境界の変更の場合の特例)を適用しない場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合、編入合併も新設合併と同様に取扱われる。(合併特例法第8条第3項)

・ 人数: 当該各区域の農業委員会ごとに、10人以上80人以内

・ 任期:当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該 協議で定める期間

合併後の市町村に1つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。(合併特例法第8条第1項)

編入合併の場合

· 人数:40人以内

・ 任期:編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

法による特例項目関連資料

農業委員会の概要

1 農業委員会の性質

(地方自治法第180条の5、農業委員会等に関する法律第3条、同法施行令第2条)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積(静岡県では90ha)のある市町村には必ず置かなければならない合議体の行政委員会

会長及び委員は、非常勤の特別職の地方公務員

2 農業委員会の所掌事務の主なもの

(農地法第4条、同法施行令第1条の7、農業委員会等に関する法律第6条、)

- ・ 農地転用につき県知事が許可する場合の申請書の受理、送付、意見書の添付等
- ・ 農地等の利用関係の調整等
- ・ 農業者年金事務 等
- 3 委員(農業委員会等に関する法律第4条)

「農民の選挙によって選出される選挙による委員」と「市町村長によって選任される 選任による委員」とで構成

- (1) 選挙による委員(農業委員会等に関する法律第7条、第8条、第15条)
 - ・ 定数は、10人から40人までの間で条例で定める数
 - ・ 選挙権・被選挙権は、区域内に住所を有する 20 歳以上、10 アール以上の農地に つき耕作の業務を営む者 等
 - 任期は3年

静岡市 40 人(任期: H16.4.1~H19.3.31)

蒲原町 10 人 (任期: H14.7.20~H17.7.19)

由比町 11 人 (任期: H14.7.20~ H17.7.19)

(2) 選任による委員(農業委員会等に関する法律第12条)

市町村長は、下記の者を委員として選任しなければならない。

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事:各1人

当該市町村の議会が推薦した学識経験を有する者:5人以内

静岡市:農業協同組合推薦2人(静岡市農業協同組合、しみず農業協同組合)

農業共済組合推薦委員1人(静岡県中部農業共済組合)

議会推薦委員5人

蒲原町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員2人

由比町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員3人

4 会長(農業委員会等に関する法律第5条)

委員の互選で決定(選挙による委員、選任による委員のいずれでも可)

5 職員(農業委員会等に関する法律第20条)

農業委員会の事務に従事させるため、職員が置かれ、事務局を構成する。

職員は、農業委員会によって任免される。

8 地方税の取扱い

合併関係市町村の相互の間で地方税の賦課に関し著しい不均衡があることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域に渡って均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、合併特例法第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとされている。

なお、同条第3項の規定により、合併関係市町村のいずれかが合併の日の前日において市街化区域農地の宅地並課税の対象となっている場合で(静岡市の場合は、政令指定都市に移行後であれば対象となる。)、合併の日の前日において、編入される合併関係市町村の区域内に所在する宅地並課税の対象ではない市街化区域農地であり、合併の日の属する年の翌年度から宅地並課税の対象となるものについては、合併の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並課税を適用しないとされている。

(参考)静岡市、蒲原町及び由比町における市・町税の税率比較(平成16年4月1日現在)

		静岡]市	蒲原町由比町		
	個人住民税 (均等割)	3,000円		3,000円	3,000円	
住民	個人住民税 (所得割)	標準和	税率	標準税率	標準税率	
税	法人住民税 (均等割)	標準和	税率	標準税率	標準税率	
	法人住民税 (法人税割)	12.	3 %	12.3%	12.3%	
	固定資産税	1.	4 %	1 . 4 %	1 . 4 %	
	軽自動車税	標準和	税率	標準税率	標準税率	
市	町村たばこ税	(売り渡し本数 1	ー定税率 (売り渡し本数 1,000 本に付き 2,977 円。ただし、旧 3 級品は同 1,412 円)			
	鉱産税	価格の1% (200 万円以下の場合は 0.7%)		課税客体なし		
特	別土地保有税	課税停止中(平成 15 年税法改正)				
	入湯税	1人1日150円		課税客体なし		
事業	資産割 (免税点:事業 所床面積 1,000㎡以下)	600 円/㎡	(旧清水市域) H21.3.31 ま でに課税標準	-	-	
所税	従業者割 (免税点 : 従業 者数 100 人以 下)	業 従業者給与総額 終了する		-	-	
都市計画税		0.3%		0.2%	-	
				都市計画区域は あるが、市街化区 域はなし(未線引 き)。 条例で区域を指 定して課税。	都市計画区域は あるが、市街化区 域はなし(未線引 き)。	

【資料】蒲原町及び由比町で新たに市街化区域に設定された地域の 固定資産税及び都市計画税の取扱い

政令指定都市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分すること(以下「線引き」という。)が都市計画法第7条第1項第2号で義務付けられている。したがって、蒲原町及び由比町が静岡市と合併する際には、線引きが必要となる。

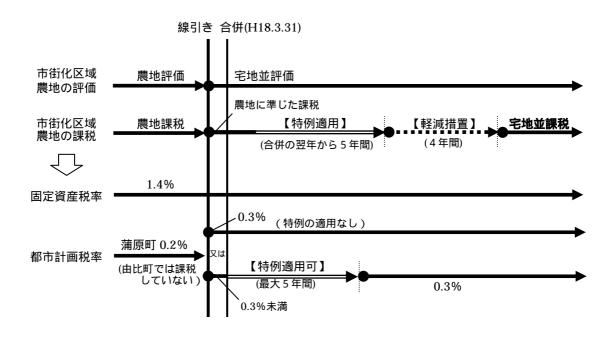
市街化区域に所在する土地及び家屋については、固定資産税に加えて、都市計画税が課税されることになるが、静岡市が3大都市圏の特定市であるため、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税が宅地並に課税されることとなる。

ただし、急激な税負担の上昇とならないよう、次のような措置が講じられている。

合併特例法及び地方税法等の規定に基づく措置

合併前に線引きが行われた場合には、合併特例法第 10 条第 3 項の規定により、合併した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分(平成19~23年度)について、市街化区域農地でも農地に準じた課税がされる。そして、現行制度では、地方税法附則第 19条の3第1項及び同法施行令附則第14条の7第1項の規定に基づき、4年間の段階的な軽減措置が講じられた後に、宅地並に課税されることになる。

また、市と両町との間で合併直前の都市計画税率に差異があった場合には、合併特例法第 10 条第 1 項の規定に基づき、合併した年度及びこれに続く 5 年度(実質、平成 18~22 年度)に限り、その差異を限度として課税免除又は不均一課税をすることができる。



現在、蒲原町は線引きをしていないため、条例に基づき、都市計画区域全域を対象に都市計画税を課している。

10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

地域審議会と地域自治組織の比較表

区分	地 域 審 議 会	地 域 自	治 組 織
		地 域 自 治 区	合 併 特 例 区
		合併に際しての	
		特例制度	
根拠法令	現行合併特例法	改正合併特例法	改正合併特例法
	合併特例等に関する法律(新	合併特例等に関する法律(新	合併特例等に関する法律(新
	法)	法)	法)
法人格	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設置区域	旧市町村単位	旧市町村単位(合同も可)	旧市町村単位(合同も可)
設置方法	合併関係市町村の各議会の議	合併関係市町村の各議会の議	合併関係市町村の各議会の議
	決を経て、協議で定める。	決を経て、協議で定める。	決を経て、協議で規約を定め、 知事の認可を受けて設置
設置期間	合併関係市町村の協議で定め	合併関係市町村の協議で定め	合併関係市町村の協議で定め
	 る期間(先進事例では概ね 10	る期間	る期間(5 年以下)
	年)		
規約			次の事項を規約で規定
	地域審議会の設置期間、	事務所の位置、名称及び	・名称
	構成員の定数、任期、任免	所管区域、地域協議会の構	・区域
	その他の地域審議会の組	成員の任期、定数その他の	・設置期間
	織及び運営に関し必要な	地域協議会の組織及び運	・処理する事務
	事項は、合併関係市町村の	営に関し必要な事項は、合	・公の施設の設置及び管理を行
	協議で定める。	併関係市町村の協議で定	う場合にあっては、当該公の
		める。	施設の名称及び所在地
		地域協議会の会長及び	・事務所の位置
		副会長の選任及び解任の	・長の任期
		方法は、合併関係市町村の	・合併特例区協議会の構成員の
		協議で定める。	合併市町村の長による選任
			及び解任の方法並びに任期
			・合併特例区協議会の会長及び
			副会長の選任及び解任の方
			法
			・合併特例区協議会の組織及び
			運営に関する事項

法による特例項目関連資料

	別項日関連質料	+	公 40 4年
区分	地域審議会		治組織
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての	
		特例制度	
規約の変更			(1)合併市町村と合併特例区と
	合併後に、協議により定	合併後に、協議により定	の協議によって定め、知事の
	められた事項を変更する	められた事項を変更する	認可を受けなければならな
	場合は、条例で定めなけれ	場合は、条例で定めなけれ	l Io
	ばならない。(設置期間の	ばならない。	(2) (1)の協議については、合
	変更を行うことは、適当で		併市町村にあっては議会の議
	│ はないと解されている。) │		決、合併特例区にあっては合
			併特例区協議会の同意が必要
機能	合併市町村が処理する当該	合併市町村の長の権限に属	次の事務のうち、規約で定め
	区域に係る事務に関し合併市	する事務を分掌し、地域の住民	るものを処理する。
	町村の長の諮問に応じて審議	の意見を反映させつつ処理す	(1)合併関係市町村において処
	し又は必要と認める事項につ	る。	理されていた事務であって、
	き合併市町村の長に意見を述		合併後の一定期間当該合併関
	べる。		係市町村の区域であった地域
			を単位として処理することが
			当該事務の効果的な処理に資
			するもの
			(2)合併関係市町村の区域であ
			った地域の住民の生活の利便
			性の向上等のため、合併後の
			一定期間当該合併特例区が処
			理することが特に必要と認め
			られる事務
事務所		(1)地域自治区に事務所を置く	事務所の位置は、合併関係市町
		 (2)事務所の位置、名称及び所	│ │村の協議により規約で定める。
		 管区域は、合併関係市町村の	
		協議で定める。	
区長等		(1) 事務所長(事務吏員)	(1)合併特例区長
		(2)事務所長に代えて区長(特	 (2) 合併特例区長は、市町村長
		別職)を置くことができる。	の被選挙権を有する者のうち
		(3)区長は、地域の行政運営に	│ │ から、合併市町村の長が選任
		関し優れた識見を有する者の	(3) 合併特例区長は、合併市町
		│ │ うちから、合併市町村の長が	村の助役、指定都市の区長又
		選任	はその出張所長と兼ねること
		~~• I-t-	ができる。
			,, CC 0°

法による特例項目関連資料

区 分 地域審議会 地域自治区 合併特例区 合併に際しての 特 例 制 度 (4)合併特例区長は、合作 区を代表し、その事務でする。 (5)合併特例区長は、そのに属する事務に関し、各例区規則を制定することをる。	E総理)権限 合併特 でがで
合併に際しての 特 例 制 度 (4)合併特例区長は、合何 区を代表し、その事務で する。 (5)合併特例区長は、その に属する事務に関し、各 例区規則を制定すること	E総理 ン権限 合併特 でがで
特 例 制 度 (4)合併特例区長は、合作 区を代表し、その事務でする。 (5)合併特例区長は、その に属する事務に関し、各種の ののでは、できない。	E総理 ン権限 合併特 でがで
(4)合併特例区長は、合作 区を代表し、その事務でする。 (5)合併特例区長は、そのに属する事務に関し、各種 の の の の の に 関する 事務 に関し、各種 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	E総理 ン権限 合併特 でがで
区を代表し、その事務でする。 (5) 合併特例区長は、そのに属する事務に関し、各例区規則を制定すること	E総理)権限 合併特 でがで
する。 (5) 合併特例区長は、その に属する事務に関し、各 例区規則を制定すること)権限 合併特 こがで
(5) 合併特例区長は、そのに属する事務に関し、各例区規則を制定すること	合併特
に属する事務に関し、各例区規則を制定すること	合併特
例区規則を制定すること	こがで
きる。	期間
	期間
区長等の任 区長(特別職)を置いた場合は、2年以内で規約で定める	41101
期 2年以内で合併関係市町村の	
協議で定める期間	
職員 合併市町村の職員 合併市町村の職員のうち	から、
当該合併市町村の長の同]意を
得て、合併特例区長が命	ずる。
予算 合併市町村の予算 合併市町村の予算 (1)合併市町村は合併特例	国区の
運営について必要と認め)る予
算上の措置を講ずる。	
(2)合併特例区長は、予算	を作
成する。	
(3)合併特例区は、課税権	i、起
債権を有さない。	
協議会等の 地域審議会 地域協議会 合併特例区協議会	
設置	
協議会等の 市町村が処理する当該区域に (1)次に掲げる事項のうち、合 (1)合併特例区が処理する	事務
権限 係る事務に関し合併市町村の 併市町村の長その他市町村の 及び地域振興等に関する	施策
長の諮問に応じて審議し又は 機関により諮問されたもの又 の実施その他の合併市町	「村が
必要と認める事項につき合併 は必要と認めるものについ 処理する事務であって	該合
市町村の長に意見を述べるて、審議し、合併市町村の長が特例区の区域に係る事	うのに
その他市町村の機関に意見を関し、合併市町村の長ろ	一の他
述べることができる。 の機関若しくは合併特例	区の
地域自治区の事務所が所掌 長により諮問された事工	₹又は
する事務に関する事項 必要と認める事項につい	て、
のほか、市町村が処理す 審議し、合併市町村の長	その

法による特例項目関連資料

区分	別項目関連資料 地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合 併 特 例 区	
		合併に際しての		
		特例制度		
		る地域自治区の区域に係る事	他の機関又は合併特例区の長	
		務に関する事項	に意見を述べることができ	
		市町村の事務処理にあたっ	る。	
		ての地域自治区の住民との連	(2) 合併市町村の長は、規約で	
		携の強化に関する事項	定める合併市町村の施策に関	
		(2) 合併市町村の長は、合併関	する重要事項であって合併特	
		係市町村の協議で定める市町	例区の区域に係るものを決定	
		村の施策に関する重要事項で	し、又は変更しようとする場	
		あって地域自治区の区域に係	合においては、あらかじめ、	
		るものを決定し、又は変更し	協議会の意見を聴かなければ	
		ようとする場合においては、	ならない。	
		あらかじめ、協議会の意見を	(3) 合併市町村の長その他の	
		聴かなければならない。	機関又は合併特例区の長は、	
		(3) 合併市町村の長その他市	(1)及び(2)の意見を勘案し、	
		町村の機関は、(1)及び(2)の	必要があると認めるときは、	
		意見を勘案し、必要があると	適切な措置を講じなければな	
		認めるときは、適切な措置を	らない。	
		講じなければならない。		
協議会等の	合併関係市町村の協議で定め	地域自治区の区域内に住所を	合併特例区の区域内に住所を	
構成員の選	る。	有する者のうちから、合併市町	有する者で合併関係市町村の	
任		村の長が選任	議会の議員の被選挙権を有す	
			る者のうちから、規約で定める	
			方法により合併市町村の長が	
			選任	
協議会等の	合併関係市町村の協議で定め	4 年以内で合併関係市町村の協	2年以内で規約で定める期間	
構成員の任	る期間(先進事例では2年程度)	議で定める期間		
期				
協議会等の	合併関係市町村の協議で定め	(1)会長、副会長を置く。	(1)会長、副会長を置く。	
会長・副会長	る。(先進事例では、会長、副	(2)会長、副会長の選任及び解	(2)会長、副会長の選任及び解	
	会長は委員の互選)	任の方法は、合併関係市町村	任の方法は、規約で定める。	
		の協議で定める。	(3)任期は、構成員の任期によ	
		(3)任期は、構成員の任期によ	る 。	
		ప 。		

法による特例項目関連資料

ALCO O HATCH MALEST										
区分	地 域 審 議 会 地 域 自 治 組 織									
		地域自治区	合 併 特 例 区							
		合併に際しての								
		特例制度								
協議会等の	各種委員の報酬(先進事例)	報酬を支給しないこととする	報酬を支給しないこととする							
構成員の報		ことができる。	ことができる。							
西州										
協議会等の	構成員の定数、任期、任免その	構成員の定数その他の地域協	構成員の定数その他の合併特							
定数等	他の地域審議会の組織及び運	議会の組織及び運営に関し必	例区協議会の組織及び運営に							
	営に関し、必要な事項は合併関	要な事項は、合併関係市町村の	関し、必要な事項は規約で定め							
	係市町村の協議で定める。	協議で定める。	3 .							
住所の表示		地域自治区の名称を冠する	合併特例区の名称を冠する。							
解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散							

一般項目協議資料

12 一部事務組合等の取扱い

すり合わせ方針(案)			

由比町、蒲原町の一部事務組合等の主なもの(平成16年4月1日現在)

1 一部事務組合

一部事務組合	設 置	処理事務	設置団体
共立蒲原総合病院組合	\$30.10.1	病院の経営・看護師の養成 等	富士川町
(看護師養成所併設)		富士川町中之郷	蒲原町
		職員数:413人(外臨時61人)	由比町
		(外パート62人)	芝川町
庵原郡環境衛生組合	\$36.12.25	し尿・ごみ・斎場の運営	富士川町
		・し尿・ごみ処理施設:富士川町中之郷	蒲原町
		・最終処分場:由比町東山寺	由比町
		・斎場:蒲原町蒲原	
		・ 職員数:18人(外臨時3人)	
		(外パート1人)	
庵原地区消防組合	\$45.4.1	消防・救急業務	富士川町
		・由比町(庵原消防署) 1	蒲原町
		・富士川町(富士川分署) 1	由比町
		・蒲原町 0	
		・職員数:66人(外臨時2人)	
県道富士宮由比線市町	\$35.3.31	県道富士宮由比線の要望活動及び市町	富士宮市
道富士川由比線道路組		道富士川由比線の維持管理	富士川町
合			由比町

2 法定協議会

名 称	概 要
静庵地区広域市町村圏協	静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定等
議会	を行うため、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町によ
	り、地方自治法第 252 条の 2 に基づく協議会として、昭和 47
	年に設置された。
	その後、平成 15 年の静岡市と清水市の合併により、構成市
	町は1市3町となった。

- 3 任意の協議会のうち、次の基準による主なもの
 - ・ 地方公共団体のみで構成されているもの
 - ・ 静岡市、蒲原町、由比町以外の団体が構成員となっているもの
 - ・ 住民生活に関係の深い事務の処理を目的としたもの

蒲原町・由比町

名 称	概要
静庵地域医療協議会	県・静岡・庵原医療圏域の医療計画・整備に関する協議。
	静岡県、静岡市、庵原郡3町で組織
静岡県住宅建設推進協議	公的施設住宅の建設の促進及び管理事務の合理化並びに住
会	環境整備事業促進を図るとともに、その質的向上を図る。
	県内69市町村で組織
静岡地区戸籍住民基本台	戸籍住民基本台帳事務の研究、統一及び相互連携の緊密化を
帳事務協議会	図る。
	静岡市、蒲原町及び由比町を含む県中部の4市8町で組織
静岡県外国人登録事務協	外国人登録事務の研究、改善及び円滑な実施に資する。
議会	県内市町村で組織
静岡地方税務研究会	静庵地区における税務行政の協力体制の強化と職員の能力
	向上を図り、税務行政の運営に寄与する。
	静岡財務事務所、静岡市及び庵原郡3町で組織
中部圏域ごみ処理広域化	中部圏域ごみ処理広域化計画の策定及びこれに基づく計画
推進協議会	的かつ広域なごみ処理体制の整備を図る。
	静岡市、庵原郡3町及び庵原郡環境衛生組合で組織
東駿河湾工業用水道協力	東駿河湾工業用水事業の健全な発展と岳南地区、静庵地区の
会	発展と住民生活の向上を図る。
	静岡市、富士市及び庵原郡3町で組織

4 財産区

該当なし

5 公社

- (1) 公法人たる公社 該当なし
- (2) その他の公社 該当なし

6 第3セクター

蒲原町・由比町

名 称	概 要				
(株)トーカイ・ブロードバ	昭和47年設立				
ンド・コミュニケーションズ	資本金20億9,700万円				
	(蒲原町出資金30万円、由比町出資金30万円)				
	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業による国庫補助金を				
	受け、庵原郡内のケーブルテレビ基盤の充実を図る。				

一部事務組合の概要

	県道富士宮由比線、市町道 富士川由比線道路組合	5、富士川町、由比町	富士宮市弓沢町150番地 (富士宮市役所内)					连	3月31日	4人)	13人(全員兼務職員)		平成15年度 [負担割合] 均等割	200	200	200	0 0 9	0.7日/劃会全)	, 2, 2 4, 1 2, 4 1 3 (本) 3 3 3 3 3 4 (H13年度繰越金1,855,165円含む)						/	/	/			
	県道富 富士/	富士宮市、	富士宮市弓沢町15 (富士宮市役所内)					富士宮市長	昭和35年3月	12人(各4	13人(全員		 	由比町	富士川町	副十四十四十四十	恒	1 0 0 1		なし	/	/								
荚	庵原地区消防組合	富士川町、蒲原町、由比町	由比町由比字片岸716番地の1	-富士川分署 富士川町				由比町長	昭和45年4月1日	12人(各4人)	66人(他に臨時2人)	消防士66人	株成団体		_	富士川町 260,702	合計 612,839		年度線	664,600,000円	664,600,000円	(消防本部、庵原消防、富士川分署)					[富士川分署](H60.4、耐年50年)	鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)		
一部事物組占以城安	庵原郡環境衛生組合	富士川町、蒲原町、由比町	富士川町中之郷2,132番地の4	・し尿処理施設 富士川町	設		·最終処分場施設 由比町	蒲原町長	昭和36年12月25日	12人(各4人)	18人(他に臨時・パート4名)	事務·労務等18人	平成15年度 【負担割合】 構成団体 (単位:千円) に応じた経常費	181,017	134,920	富士川町 224,943 金)の負担金の	승計 540,880 승計		りいません	724,183,958円	575,637,810円(し尿処理施設)	103,607,358円(ごみ処理施設)	44,938,790円(最終処分場)	51		(1-2) たっぱい (1-2:1・、 m) + 22 +) 建設面積 :鉄筋コンクリート造(855.4)	[火葬場施設](H28.4、耐年30年)	鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4)	【最終処分場施設】 註叫工徒:6.6.2 4.10.3	
	共立蒲原総合病院組合	蒲原町、富士川町、由比町、芝川町	富士川町中之郷2,500番地の1	·介護老人保健施設 富士川町	·看護専門学校 富士川町			富士川町長	昭和30年10月1日	17人(芝川町2人、他3町は各5人)	413人(他に臨時・パート123人)	医師42人、看護師等220人、薬剤師等 67人、事務·介護·労務等84人	<td color="1" rowspan="2" th="" ="" 上の記号<=""><th>251,312</th><th>157,800</th><th> 町 29</th><th> </th><th>0 0 5 5</th><th>ามกำ</th><th>7,682,687,937円</th><th>4,967,201,350円(病院)</th><th>1,079,422,955円(看護専門学校建物)</th><th>1,636,063,632円(介護老人保健施設)</th><th>[病院] (H34.4, 耐年39年) 4 佐姓 B 江 - 昭 - 175 4</th><th><u> </u></th><th>鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6)</th><th>[看護專門学校] (H54.4、耐年47年)</th><th>鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)</th><th></th></td>	<th>251,312</th> <th>157,800</th> <th> 町 29</th> <th> </th> <th>0 0 5 5</th> <th>ามกำ</th> <th>7,682,687,937円</th> <th>4,967,201,350円(病院)</th> <th>1,079,422,955円(看護専門学校建物)</th> <th>1,636,063,632円(介護老人保健施設)</th> <th>[病院] (H34.4, 耐年39年) 4 佐姓 B 江 - 昭 - 175 4</th> <th><u> </u></th> <th>鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6)</th> <th>[看護專門学校] (H54.4、耐年47年)</th> <th>鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)</th> <th></th>	251,312	157,800	町 29		0 0 5 5	ามกำ	7,682,687,937円	4,967,201,350円(病院)	1,079,422,955円(看護専門学校建物)	1,636,063,632円(介護老人保健施設)	[病院] (H34.4, 耐年39年) 4 佐姓 B 江 - 昭 - 175 4	<u> </u>	鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6)	[看護專門学校] (H54.4、耐年47年)	鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	
	留 日 日	構成団体		哈什 基	37 H			管理者	設置日	議員数	職員数(H16.4.1)	職員の内訳			分賦全(負担全)		1	•		平 累積欠損金等 出	加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加		度 起債未償還 + 残高の内訳		6	到米期、呵用中数) 構造、建設年月		「減価償却資産の一」対明の表別で	砂石十数やに悪って 名名令に準じ、質	定した耐用年数」
	一哲					7	銀	概	胐				X	3-:		믺			†	3.权	Ϋ́	兴			巡	世(3‡	识) }	

15 組織及び機構

すり合わせ方針 (案)			

政令指定都市については、組織上の特例として、地方自治法第252条の20第1項で区及 び区の出張所の設置について次のように規定されている

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を 設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」

静岡市における区役所の業務(予定)

1 本庁と区役所の役割

- ・ 本庁は、全市に関係する基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき 事務事業を実施
- ・ 区役所は市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行なうとともに、市民に最も身近な行 政機関として、地域の振興に関する総合窓口となり、コミュニティづくりや自治振興の業務 を行なう。

2 区役所の主な業務

課名	主な業務
地域総務課	区役所のとりまとめ業務、選挙業務、文書業務、職員厚生業務
まちづくり推進課	地域振興業務、町内会・自治会との連絡調整業務、区民からの相談業務
戸籍住民課	各種証明書の交付業務、戸籍・住民基本台帳業務
国保年金課	国民健康保険業務、国民年金業務
納税課	市税の徴収業務
市民税課	個人市民税(普通徴収分)・軽自動車税の賦課業務
資産税課	固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の賦課業務、市税証明業務
社会福祉課	生活困窮者の支援・保護及び地域福祉業務
保育児童課	児童手当業務、母子家庭等支援業務、家庭児童相談業務、保育園入所業務
障害者支援課	障害者支援サービス業務
高齢介護課	高齢者支援サービス業務、介護保険業務
会計課	会計審査業務

25 清掃事業の取扱い

すり合わせ方針(案))		

1 ごみ処理施設

	静岡市	蒲原町	由比町
施設名	西ヶ谷清掃工場	富士川クリーンセンター((庵原郡環境衛生組合)
設置年月	昭和58年3月	昭和55年4月	
処理能力	400t/日	50 t/日	
施設名	沼上清掃工場		
設置年月	平成7年7月		
処理能力	600t/日		
施設名	清水清掃工場		
設置年月	昭和50年4月		
処理能力	285 t/日		

2 最終処分場

	静岡市	蒲原町	由比町			
施設名	沼上最終処分場	一般廃棄物最終処分場(庵原郡環境衛生組合)				
竣工年月	平成2年3月	平成3年4月				
埋立容量	750,000 m ³	42,200 m ³				
施設名	清水貝島最終処分場					
竣工年月	平成元年3月					
埋立容量	246,000 m ³					

3 し尿処理施設

	静岡市	蒲原町	由比町
施設名	静岡衛生センター	衛生プラント(庵原郡環境	衛生組合)
設置年月	昭和42年11月	平成5年7月	
処理能力	2 6 0 kl/日	76.9kl/日	
施設名	清水衛生センター		
設置年月	平成3年3月		
処理能力	200kl/日		

4 ごみ収集方法

区分	静區	司市	蒲原町	由比町
	静岡地区	清水地区		
可燃ごみ	ステーション(14,	488 箇所) で回収	ステーション	ステーション(168
	週 2 回		(233箇所)で回収	箇所)で回収
			週 2 回	週2回
			但し、西部地区の	
			み、生ゴミを拠点	
			(38 箇所)回収	
			週3回	

ン(135 箇所) で回収月1回 2ヶ月1回 月1回 家電製品(家電・協し名)、公類など院を電池を含む セトモノ・蛍光灯類ステーション(168 箇所)で回収ステーション(168 箇所)で回収ステーション(168 箇所)で回収ステーション(233 箇所)で回収ステーション(233 箇所)で回収エテーション(233 箇所)で回収エテーション(233 箇所)で回収エテーション(233 箇所)で回収エテーション(233 箇所)で回収エテーション(168 箇所)で回見1回		•			
では、	小燃粗大ごみ	月1回 ただし、安倍6地 ン(135箇所)で[区は、ステーショ	ステーション (233箇所)で回収 2ヶ月 1回 家電製品(家電 4 品目、パソコ類以外の金属類など 廃乾電池を含む セトモノ・蛍光灯 類 テーシで回 (233箇所)で回収 3ヶ月 1回	ステーション (168 箇所) で回収 月 1 回 セトモノ ステーション (168 箇所) で回収 隔月 1 回 蛍光灯類 ステーション (168 箇所) で回収
古紙類 ステーション (3,994 箇所)で (552 箇所)で回収 取 新聞・雑誌・ダロ収 新聞・雑誌・ダンボール・紙パック:隔月 1回 ただし、安倍 6地区は、拠点回収 (6 箇所) ステーション (233 箇所)で回収 新聞・雑誌・牛乳 については、すて P T A 等のリイクルに排出 雑誌 ステーション (168 箇所)で回 内 2回 新聞・ダンボール・経路 ステーション (168 箇所)で回り で回り カイカルに排出 雑誌 ステーション (168 箇所)で回り で回り カイカルに排出 雑誌 ステーション (168 箇所)で回り ボール・雑誌以外のでの紙類 古着	資源ごみ			ガラスびん ガラス・ビン類 ステーション (233箇所)で回収 年 7回 缶 ステーション (233箇所)で回収	ステーション (168 箇所) で回収 月 1 回 缶 ステーション (168 箇所) で回収
(168 箇所) で回 隔月1回 牛乳パックにつ ては、女性団体 よる拠点収集	古紙類	(3,994 箇所)で 回収 新聞・雑誌・ダ ンボール・紙パ ック:隔月 1 回 ただし、安倍 6 地区は、拠点回	(552 箇所)で回 収 新聞・雑誌・ダ ンボール:月1 回 スーパー等の店 頭回収	ステーション (233箇所)で回収 新聞・雑誌・牛乳 パック・ダンボー ル	雑誌 ステーション (168 箇所)で回収 月1回 ミックショ方 ステーショがで回収 ステーショがで回収 月2回 新か・で回収 月2回 新説以外 でで回収 古着 ステーショ所)で可収 古着 ステーショ所)で回収 は168 箇回 中乳パックに団収 帰月1回 牛乳パック性 よる拠点での回収は ※行政での回収は
ペットボトル スーパー等の店 ステーション 拠点 (34箇所)で ステーション 頭回収 (552 第所)で回 随時回収 (168 第所)で同		スーパー等の店 頭回収	(552 箇所)で回 収:月1回	随時回収	ステーション (168 箇所) で回収 月 1 回
収:月1回 月1回	トレー		スーパー等の店	拠点 (34箇所)で	_

12 一部事務組合等の取扱い

すり合わせ方針(案)

1.共立蒲原総合病院組合

静 岡 市(案)

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が、一部事務組合に加入する。

【経営改善について】

平成16年中に実効性のある経営改善計画を策定する。

合併日の前日までに累積欠損金を清 算する。

看護専門学校については、3つになる学校の合理化を踏まえ、速やかに廃止計画を策定する。

【管理組織について】

管理者である富士川町の経費負担の 割合は、合併日の前日までにあらかじめ 定める割合とする。

上記について、蒲原町、由比町及び富士川町の今後の話し合いの結果を踏まえて協議する。

蒲原町、由比町(案)

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、 当分の間、合併後の静岡市が、一部事務 組合に加入する。

【基調となる考え方】

個別事業の整理見直しについては、 今後も検討を続けるが、当面は公営企業 の経営形態を継続する。

負担金については、現状の配分の計 算方式をできるだけ踏襲する。

【経営改善について】

単年度ごとに生じた欠損金について は、翌年度内に清算する。

累積欠損金は、平成17年度から 10年間で清算する。

2. 庵原郡環境衛生組合

静岡市(案)

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、 当分の間、合併後の静岡市が、一部事務 組合に加入する。

経費の負担割合については、従前の蒲原町及び由比町の合計の割合以下をもって合併後の静岡市の経費負担の割合とする。

なお、今後は、施設の大規模修繕は行わず、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断したところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。

蒲原町、由比町(案)

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、 当分の間、合併後の静岡市が、一部事務 組合に加入する。

経費の負担割合については、従前の蒲原町及び由比町の合計の割合をもって合併後の静岡市の経費負担の割合とする。

なお、今後は、耐用年数等を基準に、 使用に耐えないと判断したところで、施 設を廃止し、順次事業を縮小するものと する。ただし、火葬場施設については、 現行のとおりとする。

3. 庵原地区消防組合

静岡市(案)

合併の日の前日をもって、解散する。

財産の処分については、負担金の負担率に基づき清算するが、基本的に富士川町に所在する施設は富士川町に、由比町に所在する施設は蒲原町及び由比町に配分し、差額は起債未償還残高の按分等で清算するものとする。

組合職員の身分等については、富士川町と蒲原町及び由比町で協議するものとする。

(各々の自治体の消防組織が、各々の行政区域について対応する。)

蒲原町、由比町(案)

合併の日の前日をもって、解散する。

現在の庵原地区消防組合の機能をすべて静岡市に統合する。

4. 県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合

静岡市、由比町(平成16年8月10日開催第5回協議会で合意)

由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退する。

一部事務組合の概要

	ŀ		一部事務組合の概要	₽LX	
一	四 二 心 心	共立蒲原総合病院組合	庵原郡環境衛生組合	庵原地区消防組合	県道富士宮由比線、市町道 富士川由比線道路組合
	構成団体	蒲原町、富士川町、由比町、芝川町	富士川町、蒲原町、由比町	富士川町、蒲原町、由比町	富士宮市、富士川町、由比町
		富士川町中之郷2,500番地の1	富士川町中之郷2,132番地の4	2片岸716	富士宮市弓沢町150番地 (富士宮市役所内)
	吊杆装	色設 .	施設	·富士川分署 富士川町	
	2.H.L	·看護專門学校 富士川町	・ごみ処理施設 富士川町		
7 7			這		
銀			·最終処分場施設 由比町		
南	管理者	富士川町長	蒲原町長	由比町長	富士宮市長
翢	設置日	昭和30年10月1日	昭和36年12月25日	昭和45年4月1日	昭和35年3月31日
	議員数	17人(芝川町2人、他3町は各5人)	12人(各4人)	12人(各4人)	12人(各4人)
	職員数(H16.4.1)	413人(他に臨時・パート123人)	18人(他に臨時・パート4名)	66人(他に臨時2人)	13人(全員兼務職員)
	職員の内訳	医師42人、看護師等220人、薬剤師等 67人、事務·介護·労務等84人	事務・労務等18人	消防士66人	
X		本成15年度 【負担割合】 構成団体 人口割による (単位: 千円) 病院・看護専門	本成15年度 [負担割合] 構成団体 施設利用状況 (単位: キョン に応じた経常費	本成15年度 【負担割合】 構成団体 人口割 (単位: FB) (国勢調査)	構成団体 (単位: FR)
は貫る	分賦金(負担金)	<u>浦原町 251,312</u> 学校分賦金の <u>中比町 157,800</u> ほか2事業の	181,017	浦原町 201,869 山比町 150,369	由比町 200
耳里		137,600 囲	田に町 134,320 担金、特別負担 富士川町 224,943 金)の負担金の	世に	国工川門
		20,486	合計 540,880	合計 612,839	600 信句
#		1,290,555,711円(欠損金) (内介護老人施設53,041,981円)	20,042,377円(剰余金) (H13年度繰越金3,023,230円含む)	5,117,853円(剰余金) (H13年度繰越金4,259,146円含む)	1,994,192円(剰余金) (H13年度繰越金1,855,165円含む)
以以	74 起債未償還残高	7,682,687,937円	724,183,958円	664,600,000円	なし
Ϋ́!	件位	4,967,201,350円(病院)			
兴	度に関する関係を関する。 一般	1,079,422,955円(看護専門学校建物)		(消防本部、庵原消防、富士川分署)	/
		1,636,063,632円(介護老人保健施設)	44,938,790円(最終処分場)		
Ķ		[病院] (H34.4、耐年39年) 鉄筋鉄骨造5階建S58.5、H10.4	【し尿処理施設】(H35.7、耐年30年) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階(H5.7)	[庵原消防署] (H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造3階建(H10.4)	
国国	構造、建設年月	[介護老人保健施設] (H63.6、耐年50年) 外祭祭母法地下1時地 F2時時(13.6)	[ごみ処理施設] (H22.4、耐年30年) 建れ西建、ᄽ 絞っい カリー とまい 6.5 4)	訓練塔 鉄筋コンクリート造 5階建	
6		或别或有点,6/16/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/19/	年12 世代 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	「宣十川公寓」(1604 科在50年)	
状记		【自選号 J子(X1 (ロ24.4、M)44/4 / (以)鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	火発物施設1(円20.4、 砂牛304+ 鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4)	1 畠上ノ!! ガ者! (□00.4、M3 4つ04) 鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)	
ار/ ا	2011年の、第一定した配用年数 1		[最終処分場施設] 動协面積15 098 m² (H3 4)		

議員定数等の取扱いについて

< 各市町における検討案 >

市町名	6 議員の定数及び 任期	10 地域審議会及び 地域自治組織	15 組織及び機構 (出張所の設置)	備
種	定数特例 1 回	設置しない	出張所 + 市民ザービスコーナー	・当分の間、出張所と市民サービ、スコーナーを設置し、最終的には出張所に統合する・出張所は、区役所業務の一部を所管する・市民サービ、スコーナーは出張所と同等の機能とする
蒲原町	定数特例 1 回	地域審議会	出 張 所 出 張 所 出 張 所	・地域審議会の設置期間は5年とする・出張所はそれぞれに1箇所設置し、住民サービスに支障をきたさないよう、できる限り広範な事務を所管する
由比町	定数特例 1 回	地域自治区	事務所	・法に基づき、地域自治区には事務所を置き、長の権限に属する事務を分掌する

政令指定都市における区の出張所及び地域自治区

1 政令指定都市の組織上の特例

(1)区及び区の出張所

政令指定都市については、組織上の特例として、地方自治法第252条の20第1項で区及び区の出張所の設置について次のように規定されている

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」

(2)行政区の区長

地方自治法施行令第174条の43第1項において「指定都市の区に、その事務所の 長として区長を置く。」と規定されている。

区長は、市長の補助機関として、市長の権限に属する事務の一部を補助執行するとと もに、個別の法令又は法に基づく委任により、特定の事務を自らの権限と責任において 執行する。

なお、地方自治法第252条の20第3項において、「区の事務所又はその出張所の長は、事務吏員を以つてこれに充てる。」と規定されている。

2 政令指定都市における地域自治区

(1)地域自治区

改正地方自治法第202条の4第1項において、「市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。」と規定されている。

(2)合併時の設置手続等の特例

改正合併特例法第5条の5第1項において、「市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の一部の区域に、1又は2以上の合併市町村の区域をその区域とする地域自治区を設けることができる。」と規定されている。

(3) 政令指定都市における地域自治区

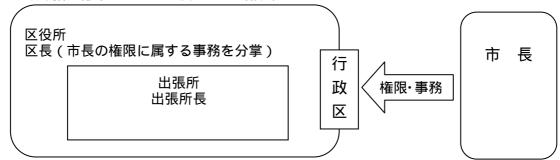
改正地方自治法第252条の20第8項において、「指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。」と規定されている。

(4) 政令指定都市における地域自治区の分掌事務

1-(1)(地方自治法第252条の20第1項)と2-(3)(改正地方自治法第252条の20第8項)との整合から、政令指定都市の地域自治区が分掌できる事務は、行政区の区長の分掌事務の範囲内となるものと解される。

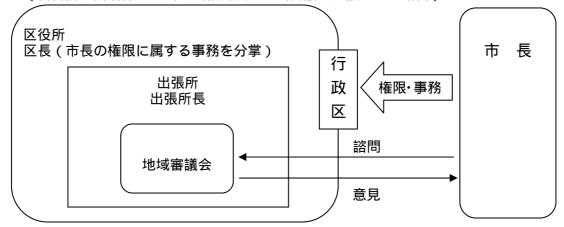
政令指定都市における区の出張所、地域自治区等のイメージ

1 政令指定都市における区及び区の出張所



2 政令指定都市における区、区の出張所及び地域審議会

(合併前の自治体の区域に出張所及び地域審議会を設置した場合)

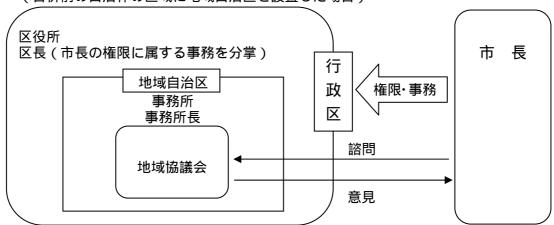


・地域審議会の権限

市が処理する当該区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき市長に意見を述べる。(建設計画の変更等)

3 政令指定都市における地域自治区

(合併前の自治体の区域に地域自治区を設置した場合)



- ・地域協議会の権限
 - I 次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができる。

地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

のほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項

2 市長は、協議で定める重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は 変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聞かなければ ならない。(建設計画の変更等)

静岡市・蒲原町合併建設計画

(中間素案)

平成16年9月

静岡市・蒲原町合併協議会

目 次

	建設計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
	合併の必要性と効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	合併の必要性	
2	合併の効果	
	まちづくりの基本方針 ・・・・・・・・・・	4
1	新しいまちづくり	
2	蒲原地域の役割	
3	蒲原地域の特性と土地利用の方針	
	まちづくり計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	健康・福祉	
2	文化・学習	
3	生活環境	
4	産業・経済	
5	都市基盤	
6	行財政	
	公共施設統合整備の基本的考え方 ・・・・・ 1	6
	県事業の推進 ・・・・・・・・・・ 1	7
1	静岡県が予定する事業	
	財政計画 ・・・・・・・・・・・ 1	8

建設計画の概要

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と合併後の蒲原地区の整備を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいたまちづくり計画を策定してその実現を図ることにより、速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2 計画の構成

本計画は、「まちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とする。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

近年の交通・通信手段の発展に伴い、地域住民の日常生活圏は、市、町といった行政区域を超えて広がっている。

また、住民の生活水準の向上は、より多様化、高度化した行政を要求するに至っている。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市・町が その行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営 を行う必要がある。

静岡市と蒲原町を含む庵原郡とは、以前から住民の日常生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会(平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称)を設置し、静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行う等、広域行政を推進してきている。

なお、平成 12 年の国勢調査によると、蒲原町から静岡市に通勤、通学している人は、約 1,500 人、静岡市から蒲原町に通勤、通学している人は約 1,600 人となっており、約 3,100 人の住民が毎日、両市町間を行き来していることになる。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く静岡商圏を形成しており、生活実 感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっている。

2 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになる。

今まで、利用が制限されていた他の市町の公共施設(図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等)が同じ自治体の住民として利用できるようになる。

(2) サービスの高度化・多様化

小規模市町村では設置困難な女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任の組 識・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職(保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等)の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

(3) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かした ゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになる。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題 に関する施策を有効に展開できるようになる。

(4) 政令指定都市としての行政の推進

静岡市は、平成17年4月の政令指定都市への移行を目指し、現在、準備を進めているため、合併後は政令指定都市としての行政を推進していくことになる。

政令指定都市は、現在の都市制度の中で最大の権能と財政力を持ち、通常県が行っている一部の国道及び県道の管理や保健福祉施設の設置、管理等を行うことになるため、県と市に分かれていた事務が一元化され、より一層、一体的、総合的な行政を展開することができるようになる。

まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

静岡市と蒲原町を含む庵原郡とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中核とする静岡県中部 100 万都市圏の一部を形成しているという特色を活かしながら、その機能を強化し、静岡県の中枢拠点地域として発展を続けていくことが期待されている。

このような中で静岡市は、県都として、そして平成 17 年 4 月の移行を目指している政 令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという自覚を持ち、この役割を 果たしていくことが求められている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と蒲原町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的かつ総合的に行財政運営を推進することにより、 均衡ある発展を図りながらまちづくりを行っていくこととする。

2 蒲原地域の役割

蒲原地域は、県都静岡市の東部に位置し、東は水資源に富んだ富士川を挟んで富士市、 北は富士川町に接し、南は水産資源豊富な奥駿河湾に面している。国道1号、JR東海 道本線をはじめとする主要幹線が集中しており、東海道の要となっている。東部地域は、 アルミニウム等の工業地域、新興住宅地として、中・西部地域は、漁業・水産加工を中 心とする地場産業やみかんを中心とする農業地域として発展してきた。

このような中で蒲原地域は、富士山、富士川、駿河湾という自然と調和したまちづくりか、旧東海道等の歴史的資源を活かしたまちづくりが期待され、生涯学習の先進地域を目指している。静岡市中心部と結ぶ道路整備は急務であり、国道1号のバイパス機能を持つ道路の新設や東名高速道路のインターチェンジの設置などにより、政令指定都市となる静岡市の東の玄関として、自然、健康・福祉、文化、産業・経済、教育など静岡市の魅力を発信する地域となることが望まれる。また、充分な利活用がなされていない富士川の水資源は、静岡市の東の水源としてその合理的開発が期待されている。

3 蒲原地域の特性と土地利用の方針

土地利用に当っては、地域の社会的、経済的、自然的条件等を配慮した生活環境の確保と均衡ある地域の発展を図ることを基本とし、県都静岡市の中で自然と調和のとれた都市機能を持つ地域、東の玄関としてふさわしいまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うことが必要である。

それぞれの地区の特性と、土地利用の方針は次のとおりである。

【東部地区】

富士川河口から新蒲原駅までの東部地区は、新興住宅地域、アルミニウム・自動車部品製造などを中心とした工業地域と、新蒲原駅前の大型ショッピングセンター、集合住宅、公共施設などの集積した都市的施設で形成されている。また、富士川河口には富士川緑地公園がありスポーツ、レクリエーション等の憩いの場となっている。このため、道路・公園・公共下水道などの都市基盤整備、工場、通過車両などの公害防止対策が求められている。

したがって、この地区の土地利用は、住工混在の解消、産業振興による雇用の確保と 静岡市の東の玄関口として多様な交流のあるまちづくりを目指し、また、安心して暮ら せる快適な居住環境の整備及び自然と調和した景観形成の整備などを行う。

【中部地区】

JR東海道本線北側の富士川町境から文化センターまでの中部地区は、食品加工工場等が既成市街地内に点在し、狭あい道路が多く、住宅が過密している。国道 1 号高浜インターやJR東海道本線新蒲原駅があり、交通の玄関口としての機能を持ち、文化センター・図書館・町立体育館など文化・スポーツ施設が集積している。また、旧東海道の宿場町としての面影を残すまちなみも存在している。半面、古くから開発の進んだ市街地の過密解消のため、山間地に向かっての開発も求められており、本町善福寺線を先行事例とする南北道の整備が急がれる。また、生活道路や公園とともに公共下水道などの都市基盤整備が必要であり、歴史的施設やまちなみなど地域の特性を活かした景観形成が望まれる。

したがって、この地区の土地利用は、住工混在・住宅過密の解消、狭あい道路及び南

北道路の整備、文化・スポーツ活動拠点の整備及び歴史的資源を活かしたまちづくりを 行う。

【西部地区】

文化センターから由比地域までの西部地域は、既成市街地内に狭あい道路が多く、住宅が過密している。西部地域の中山間部は「県営担い手育成畑地帯総合整備事業」が実施され、地域循環型農業の発展が期待される。前山にあたる山間地は砂利採取後の宅地造成予定地となっている。また、国道1号蒲原西インターやJR東海道本線蒲原駅があり交通の要としての役割も持っている。しかし、地域の南北道路が少ないため、災害等に対して不安がある。このため、生活道路や公園とともに公共下水道などの都市基盤整備が必要であり、山間地開発の推進、蒲原駅前の整備が望まれる。

したがって、この地区の土地利用は、住宅過密の解消、狭あい道路及び南北道路の整備、蒲原駅周辺整備及び山間地の住宅開発等を行う。

まちづくり計画

蒲原地域と静岡市との速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、市民福祉の向上を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の体系により施策を展開する。

1 健康・福祉

- (1) 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- (2) 未来を築く元気な子どもの育成支援
- (3) 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- (4) 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- (5) いきいきと暮らせる健康づくりの創造

2 文化・学習

- (1) 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- (2) 多彩な文化の承継と独自文化の創造
- (3) 次代を担う人材の育成と環境の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進

3 生活環境

- (1) 環境低負荷型都市の建設
- (2) 水と緑の環境の創出
- (3) 地震や災害に強いまちづくり
- (4) 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

4 産業・経済

- (1) 都市型産業集積を目指した産業構造の知的高度化
- (2) 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- (3) 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- (4) 優れた能力と意欲ある人材の育成・支援

5 都市基盤

- (1) 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- (2) にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- (3) 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

6 行財政

(1) 市民満足のための高次・高質な行政の展開

1 健康・福祉

少子高齢化、核家族化の進行などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、元気で健全に育てることができる基盤整備を推進する。
- ・ 障害者の自立を支え、社会参加を促進し、活き活きと活躍できる社会環境の 整備を推進する。
- ・ 高齢者が、健康でいきいきと活躍し、安心して生活することができる環境の 整備を推進する。

事 業 名	事 業 概 要
子育て支援の推進	1 保育所整備事業
	少子化は進行しているものの、保育ニーズは多様化
	している現状に対応するため、統合も含め公立保育所
	の在り方を検討し、子育てしやすい環境を整備
	2 放課後児童対策
	放課後児童クラブを運営、整備し、昼間保護者のい
	ない家庭の子どもの育成、指導を行うと共に、女性が
	社会進出しやすい環境を整備
	3 児童館等の運営
	児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健
	全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として、
	児童館、児童センター等を運営
知的障害者の自立支援	知的障害者同士が共同生活できるグループホームを運
	営し、知的障害者の生活の質の向上及び社会的自立を支
	援
保健福祉センターの整備	市民の健康増進と地域福祉の拠点となる保健福祉セン
	ターを整備
老人福祉センター事業の充実	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーショ
	ンの場となる老人福祉センターでの事業の充実を図り、
	健康で明るく生きがいのある生活を送れるよう支援
特別養護老人ホームの施設整	特別養護老人ホームにおいて、入所者に対して、十分
備	な介護が行われるよう施設整備を推進

2 文化・学習

高齢化社会の実現や、国際化、IT化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境の整備を推進し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。
- ・健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

事 業 名	事業概要
文化センターの改築	老朽化した蒲原町文化センターの改築に合わせ、防災
	センター等を併設する複合施設として整備
	延床:3,200㎡
図書館機能の充実強化	多様化する住民のニーズに対応できるよう、図書館機
	能の充実強化を図る。
蒲原城跡整備関連事業	「蒲原城跡」の調査研究を行ない、保存整備を推進する
	とともに、御殿山・狼煙場等を散策できる遊歩道を整備
教育施設の整備	小学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等
	中学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等
	給食施設
遊歩道の整備	公有林の間伐、造林等を行い健全な森林の育成を図る
	と共に、市民の健康増進のため、ハイキング等に活用で
	きる遊歩道を整備

3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然や温暖な気候という財産を後世に引継いでいている。 いくため、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。

また、災害から生命、財産を守る災害に強いまちづくりや、犯罪の少ないまちづくりなど、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、消費者被害を防止するため、消費者への情報提供、消費生活相談等を充実させ、一人一人が自立した消費者として行動できるよう支援し、住民の消費生活の安定及び向上を図る。

- ・ 廃棄物の縮減とリサイクルを推進するとともに、新エネルギーの利用の検討 を行い、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。
- ・ 豊かな緑あふれた安全・快適な生活環境の整備を推進するとともに、環境を 支える水資源を育み、適切な汚水処理を推進する。
- ・ 総合的な防災体制の整備と危機管理システムの充実を図るとともに、災害を 未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

事 業 名	事業概要
防犯まちづくり事業	地域ぐるみの自主的防犯活動や犯罪の防止に配慮した
	都市環境の整備など、住民の目が行き届いた犯罪の起き
	にくいまちづくりの推進
清掃工場の建設	静岡県中部圏域の一般廃棄物を安全で適正に処理する
	体制を確立するための清掃工場の建設
新エネルギー利用の調査検討	環境への負荷の軽減を図るため、化石燃料に替わる新
	たなエネルギーの利用の可能性を調査検討
生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を効率
	的に組合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整
	備
公園の整備	緑あふれた安全・快適な生活環境の創出のため、公園
	を整備
	・ みその公園
	· 富士川緑地公園
	・ ポケットパーク 他
上水道事業	災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立
	取水場、浄水場、配水場、管網等の整備
治山事業	災害の発生を未然に防ぐため、崩壊の危険度の高い河
	川流域や山間地に治山ダムを設置

事 業 名	事業概要
河川改修事業	災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河
	川等を改修、整備
公営住宅建替	安全な居住空間を提供するため、老朽化した公営住宅
	の改修、改築を実施

4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、環境問題の深刻化、少子高齢化、規制 緩和、IT社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における 東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・ 高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人 材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等 に対応するため、農業生産基盤の整備を進め、競争力のある農業の育成を推 進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農村の交流を促進する環境整備を推進する。

事 業 名	事業概要
商工業活性化支援	地場産品のPR、各種研修活動等を支援し、商工業の
	活性化を推進
海洋深層水利用の可能性調査	2 1世紀における地球的資源として、様々な分野への
	利活用の可能性を秘めている海洋深層水の、利用の可能
	性を調査
土地改良事業	農業生産基盤を面的に整備していくため、土地改良事
	業を実施
林道整備事業	林業の生産基盤を整備するため、林道を整備
農業公園等の整備	自然環境を保全し、都市と農村との交流を促進するた
	め、農業公園等を整備

5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 地域の歴史と伝統を活かし、市民が潤いを感じることができる空間を創出す る。
- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、 道路、橋梁の整備を推進するとともに、交通基盤整備の可能性を調査する。

事 業 名	事業概要					
歴史の回廊かんばら整備事業	東海道の宿場町であった蒲原の歴史を感じさせる町並					
	みを活かし、快適な散策空間を整備					
東名高速道路インターチェン	東名高速道路新インターチェンジ設置についての可能					
ジ可能性調査	性調査の実施					
道路の整備	1主要幹線道路の整備					
	一体化を促進するため、都市内交通の大宗を占める					
	主要な幹線道路の重点的な整備					
	2 生活道路の整備					
	市民の使用頻度の高い生活道路を整備					
JR蒲原駅、新蒲原駅整備の	JR蒲原駅、新蒲原駅の橋上駅化や自由通路の設置等					
研究調査	について、研究調査を実施					

6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住 みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織 づくり、地域づくりを推進する。
- ・ IT化に対応した行政事務の効率化を図り、市民サービスの向上に努める。

事 業 名	事 業 概 要
国際化の推進	社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国
	際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを
	推進
戸籍の電算化	市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、
	戸籍の電算化を実施
地籍調査事業	行政及び個人の財産を確定することにより、公共事業の
	円滑な実施など土地行政の効率化を図る。

概算事業費

(単位:億円)

	分 野	事 業 費
1	健康・福祉	1 7
2	文化・学習	1 2 4
3	生活環境	5 0 0
4	産業・経済	1 5
5	都市基盤	1,424
6	行財政	4
	合 計	2,084

概算事業費は、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。

公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには 財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。

県事業の推進

1 静岡県が実施を予定する事業

事 業 名	事	業	概	要
経営体育成樹園地再編整備	畑地、樹園地は	こおける担い	1手の育成・	強化を図り、意
事業	欲ある経営体が流	5躍できる生	E産基盤・環	環境整備を総合的
	に推進する。			
農林漁業用揮発油税財源身	農業生産の近代	代化及び農業	美生産物の流	流通の合理化を図
替農道整備事業	り併せて農村環境	竟の改善に資	質する農道の)新設、改良を推
	進する。			
	蒲原3期地区、	蒲原堰沢圳	区	

財政計画

1 歳 入(10年間の合計)

(単位:億円)

	X	分	金	額	備考	
地	方	税		1 1,6 5 0		
地方	5消費稅	说交付金		7 7 1		
地	方 交	付 税		2,114		
地力	方特 例	交付金		4 1 3		
国	・県っ	支 出 金		3,964		
市		債		3,308		
そ	の	他		3,165	使用料、手数料等	
合		計		25,385		

2 歳 出(10年間の合計)

(単位:億円)

	X	5	宁	金	頁		備	考
消	人	件	費	5,	1 0 5			
費	扶	助	費	3,	965			
的	そ	の	他	5,	4 9 2	物件費、	補助費等	
経費	小		計	14,	5 6 2			
投資的	普通發	建設事	事業費	4,	9 1 9			
経費	小		計	4,	9 1 9			
そ	公	債	費	3,	8 4 8			
の	そ	の	他	2,	0 5 6	繰出金、	投資及び出資金	金・貸付金等
他	小		計	5,	904			
合			計	25,	3 8 5			

この財政計画は、普通会計ベースで推計しており、企業会計 (上下水道事業) 特別会計に係る経費については、突合対象とはならない。